

岡崎市中山間地中心的農業担い手支援事業費補助金交付要綱

（目的）

第1条 本市の中山間地域における農業は、高齢化が進展する中で平地に比べ自然的・経済的・社会的条件が不利な地域があることから、担い手の減少、耕作放棄の増加等により、国土の保全、水源の涵養、自然環境の保全、良好な景観の形成等の多面的機能が低下することが懸念されている。

このような状況を踏まえ、中山間地域における農業の担い手に対する、人材の確保・育成と中山間地農業の維持発展を図ることを目的に岡崎市中山間地中心的農業担い手支援事業費補助金（以下「補助金」という。）を交付する。

（規則との関係）

第2条 補助金の交付に関しては、岡崎市市費補助金等に関する規則（昭和34年岡崎市規則第3号）に定めるもののほか、この要綱の定めるところによる。

（補助対象者及び対象ほ場）

第3条 この事業は、中山間地域（山村振興法（昭和40年法律第64号）第7条第1項の規定に基づき指定された振興山村、及び別表1に定める補助対象地域のうち自然的・経済的・社会的条件が不利な地域）において営農する地域の中心的な農業の担い手（法人を含む）（以下「生産者」という。）、又はその生産者が組織する団体に対して補助金を交付する。

2 補助金の交付対象となるほ場は、多面的機能支払交付金、中山間地域等直接支払交付金及び環境保全型農業直接支払交付金の交付を受けているほ場を除くものとする。

（補助対象経費及び補助金の額）

第4条 補助対象経費及び補助金の額は、別表2のとおりとし、1,000円未満を切り捨て、予算の範囲内で支出する。

（交付申請）

第5条 補助金の交付申請にあたっては、岡崎市中山間地中心的農業担い手支援事業費補助金交付申請書（様式第1号）に次に掲げる書類を添え、事業に着手する前までに市長に提出しなければならない。

(1) 収支予算書

(2) 事業計画書

(3) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

2 前項の申請書を提出するに当たって、当該補助金に係る仕入れに係る消費税等相当額（補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税に相当する額のうち、消費税法（昭和63年法律第108号）に規定する仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額と当該金額に地方税法（昭和25年法律第226号）に規定する地方消費税率を乗じて得た金額との合計額に補助率を乗じて得た金額をいう。以下「消費税仕入控除税額」という。）があり、かつ、その金額が明らかな場合には、これを減額して申請しなければならない。ただし、申請時において当該補助金に係る消費税仕入控除税額が明らかでない場合については、この限りでない。

（交付決定）

第6条 市長は、前条の規定による申請書を受理したときは、その内容を審査し、適当と認めたときは、補助金の交付を決定し、申請者に通知するものとする。

2 市長は、補助金の交付の目的を達成するため必要があるときは、条件を付することができる。

（補助事業の変更の承認）

第7条 補助金の交付決定を受けた者（以下「補助事業者」という。）は、当該交付決定に係る事業の内容について変更をしようとするときは、あらかじめ市長の承認を受けなければならない。

2 市長は、前項の承認をする場合において、補助金の交付の目的を達成するため必要があるときは、交付決定の内容を変更し、条件を付することができる。

（補助事業の中止又は廃止）

第8条 補助事業者は、補助事業を中止し、又は廃止しようとするとき

は、市長の承認を受けなければならない。

（実績報告）

第9条 補助事業者は、補助事業が完了したときは、岡崎市中山間地中心的農業担い手支援事業費補助金実績報告書（様式第2号）に次に掲げる書類を添え、当該事業完了後30日以内（30日以内に会計年度の末日が到来する場合にあつては、当該会計年度の末日まで）に市長に提出しなければならない。

(2) 収支精算書

(3) 作業日誌等（雇用者、実施日、対象農地、業務内容のわかる書類）

(4) 事業の実施に要した経費の支払証明書類

(5) その他市長が必要と認める書類

2 第5条第2項のただし書きにより、当該補助金に係る消費税仕入控除税額が明らかでないまま交付の申請をした補助事業者は、前項の実績報告書を提出するに当たって、当該補助金に係る仕入れに係る消費税仕入控除税額が明らかになった場合には、これを補助金額から減額して報告しなければならない。

3 第5条第2項のただし書きにより、当該補助金に係る消費税仕入控除税額が明らかでないまま交付の申請をした補助事業者は、第1項の実績報告書を提出した後において、消費税及び地方消費税の申告により当該補助金に係る消費税仕入控除税額が確定した場合には、その金額（前項の規定により減額した補助事業者については、その金額が減じた額を上回る部分の金額）について、速やかに市長に報告するとともに、市長の返還命令を受けてこれを返還しなければならない。

（額の確定）

第10条 市長は、前条の規定による実績報告書を受領したときは、その内容を審査し、必要に応じて現地での検査を行い、事業の成果が補助金の交付決定の内容及びこれに付した条件に適合すると認めたときは、交付すべき補助金の額を確定し、補助事業者に通知するものとする。

（補助金の交付）

第11条 補助金は、前条に規定する額の確定後、補助事業者からの請求により交付する。ただし、市長が特別の理由があると認められるときは、その全部又は一部を概算払により交付することができるものとする。

る。

（補助金の精算）

第12条 前条の規定による補助金の概算払を受けた者は、補助金額の確定後、速やかに精算しなければならない。

（検査等）

第13条 市長は、補助事業に関して必要があると認めるときは、補助事業者に対して必要な指示をし、報告を求め、又は検査をすることができる。

（雑則）

第14条 この要綱の施行に関して必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

- 1 この要綱は、令和2年4月1日から施行する。
- 2 この要綱は、令和8年3月31日限りで、その効力を失う。

附 則

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和5年4月1日から施行する。

別表 1

補助対象地域
旧山中村、旧本宿村、旧河合村、旧常磐村、旧岩津町

※「自然的・経済的・社会的条件が不利な地域」とは、ほ場の状況が急勾配や小区画の農地等で耕作条件の悪い土地をいう。

別表 2

補助対象経費	補助金の額
中山間地域内のほ場で草刈り等の農作業を行うため、臨時的に雇用する職員の人件費（賃金・保険料）、及び対象ほ場までの旅費	補助対象経費の合算額に2分の1を乗じて得た額以内とし上限の額は1,000千円とする。ただし、生産者が組織する団体に対

	しては、構成員の1生産者につき、1,000千円を上限とする。
--	--------------------------------

岡崎市中山間地中心的農業担い手支援事業費補助金交付申請書

年 月 日

（宛 先） 岡 崎 市 長

（申請者）住 所

氏名又は名称

代 表 者 名 (※)

(※)本人が手書きしない場合は、記名押印してください。

岡崎市中山間地中心的農業担い手支援事業費補助金交付要綱第 5 条の規定に基づき、次のとおり関係書類を添えて補助金の交付を申請します。

1 補助事業の目的

2 補助事業の内容

3 補助事業の完了予定期日

4 交付を受けようとする補助金の額及びその算出の基礎

5 補助事業の経費の配分及び経費の使用方法

6 添付書類

- ・岡崎市中山間地中心的農業担い手支援事業収支予算書（様式第 2 号）
- ・岡崎市中山間地中心的農業担い手支援事業計画書（様式第 3 号）

岡崎市中山間地中心的農業担い手支援事業収支予算書

1 収入の部

(単位：円)

科 目	予 算 額	備 考
市費補助金		収入見込額
自己負担金		
合 計		

2 支出の部

(単位：円)

科 目	費 目	予 算 額	備 考
合 計			

(注) 収入の部と支出の部の合計金額は、合致すること

岡崎市中山間地中心的農業担い手支援事業計画書

1 事業の目的

2 事業計画

対象農地	地目	面積 (㎡)	業務内容	年間実 施回数 (回)	年間の 総人工見込 (人工) ※	雇用予定者
合計						

※人工の考え方：1人工＝8時間で計算（例：4時間＝0.5人工、10時間＝1.25人工）

3 事業費

（例：5人工×8時間×時給926円＝37,040円）

様式第4号（第9条関係）

岡崎市中山間地中心的農業担い手支援事業費補助金実績報告書

年 月 日

（宛 先） 岡 崎 市 長

（申請者） 住 所

氏名又は名称

代 表 者 名 (※)

(※)本人が手書きしない場合は、記名押印してください。

年 月 日付け 岡崎市指令 第 号で岡崎市中山間地中心的農業担い手支援事業費補助金の交付決定がありました事業は、次のとおり完了しました。

1 補助事業の名称

2 補助金の交付決定額及びその精算額

3 補助事業の実施期間

4 補助事業の成果

5 添付書類

- ・岡崎市中山間地中心的農業担い手支援事業費補助金収支精算書（様式第5号）
- ・作業日誌（様式第6号）

岡崎市中山間地中心的農業担い手支援事業費補助金収支精算書

1 収入の部

(単位：円)

科 目	予 算 額	精 算 額	増 減	備 考
市費補助金				
自己負担金				
合 計				

2 支出の部

(単位：円)

科 目	費 目	予 算 額	精 算 額	増 減	備 考
合 計					

(注) 収入の部と支出の部の合計金額は、合致すること

様式第 6 号

作業日誌

[illegible]